

救助技術の高度化等検討会分科会 要綱

(目的)

第1条 CBRNE テロ対策に関する議論等を踏まえ、CBRNE 災害における初期対応時の防護措置及び医療機関への搬送について検討を行う。

(検討事項)

第2条 分科会は、次の事項について検討を行う。

- (1) CBRNE 災害の初期対応時の防護措置に関すること。
- (2) CBRNE 災害の医療機関への搬送に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(分科会)

第3条 分科会は、分科会長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、救助技術の高度化等検討会開催要綱第5条第2項に基づき座長が指名する。
- 3 分科会の分科会長は、救助技術の高度化等検討会の座長が指名する。
- 4 分科会長は、会務を総括する。
- 5 分科会には、委員の代理者の出席を認める。
- 6 分科会長は、必要があると認めるときは、必要な者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(任期)

第4条 分科会長及び委員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する翌年度の3月末日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

(雑則)

第5条 分科会の庶務は、消防庁国民保護・防災部参事官付救助係において処理する。

- 2 本要綱に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、分科会長が定める。
- 3 分科会は、原則として非公開とする。ただし、分科会長が分科会の運営上必要と認める場合はこの限りではない。
- 4 議事要旨及び配布資料（以下「議事要旨等」という。）は、原則として公開とする。ただし、議事要旨等を公開することにより当事者又は第三者の権利や利益を害するおそれがあることその他の理由により分科会長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

附 則

この要綱は、令和8年6月●日から施行する。